

○寄託金運用業務等に従事する職員の給与に関する規則

(令和4年2月1日令和4年規則第4号)

改正 令和4年9月1日令和4年規則第168号 令和4年12月1日令和4年規則第187号

令和5年3月28日令和5年規則第74号 令和6年3月25日令和6年規則第63号

(目的)

第1条 この規則は、寄託金運用業務等に従事する職員の就業に関する規則(令和4年規則第3号。以下「就業規則」という。)に定める基幹運用専門員、上席運用専門員、運用専門員、シニアアソシエイト及びアソシエイト(以下「運用専門員等」という。)の給与について定める。

(給与の区分等)

第2条 運用専門員等の給与は、年俸及び手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 年俸
- (2) 手当
超過勤務手当
通勤手当
奨励金

(重複給与の禁止)

第3条 運用専門員等が機構の委員等の他の職に合わせて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(給与の支給)

第4条 運用専門員等の給与は、法令及び労使協定に定めるところにより運用専門員等の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接運用専門員等に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、運用専門員等の同意により、運用専門員等が指定する銀行等口座への振込により前項の控除後の給与を支給することができる。

(給与の支給定日及び支給方法)

第5条 運用専門員等の給与(奨励金を除く。)の支給定日は、毎月25日(その日が休日に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)とする。

2 運用専門員等の給与は、前項の支給定日において、年俸を12で除して得た額(以下「年俸月額」という。)、通勤手当(ただし、職員給与規程(平成15年規程第8号)第27条第7項に規定する「支給単位期間」に係る最初の月に限る。)及び前月1日から末日までの超過勤務手当を支給する。

3 運用専門員等が毎月16日以後に採用されたとき及び年俸月額又は通勤手当についてこれらの給与が支給されるべき新たな事実が発生したときは、翌月の支給定日に支給する。

4 運用専門員等が死亡又は退職したときは、その際給与を支給する。

(非常時払)

第6条 運用専門員等がその者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため給与の支払を請求したときは、前条の規定にかかわらずこれにその日までの給与を支給することができる。

(給与の日割計算)

第7条 月の中途において採用、退職その他異動があったときの年俸月額、その事実の発生した日を基準とし、日割計算をもって支給する。

2 前項の規定にかかわらず、運用専門員等が死亡したときは、日割計算を行わないことができる。

(給与の日額)

第8条 この規則により運用専門員等に支給される給与の日額は、支給される年俸月額から第11条第4項に定めるみなし残業手当に相当する額を12で除した額(以下「みなし残業手当相当分月額」という。)を減じた額を、当該月の日数から就業規則第10条に定める休日を除いた日数で除して得た額とする。

2 前項にかかわらず、前条の場合において運用専門員等に支給される給与の日額は、支給される年俸月額を当該月の日数から就業規則第10条に定める休日を除いた日数で除して得た額とする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 運用専門員等の勤務1時間当たりの給与額は、年俸月額からみなし残業手当相当分月額を減じた額を、就業規則第8条及び第9条に定める勤務時間(以下「所定勤務時間」という。)の1年間における1月平均の時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

第10条 この規則の定めるところによる給与計算において、50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数のあるときは、その端数金額は1円として計算する。

(年俸)

第11条 運用専門員等の年俸は、別表第1に定める額(以下「基準年俸額」という。)を基とし個別に決定する。基準年俸額には、退職金に相当する額(1年につき基準年俸額の1月分に相当する額)を含むものとする。

2 基幹運用専門員、上席運用専門員及び運用専門員については、基準年俸額を基礎とし、次の各号の区分に応じて定めた率を乗じて得た額を、別に定めるところによりそれぞれ年俸に加えることができる。

(1) 専門的かつ特殊な職務に応じた額 100分の25以内

(2) 職務を遂行する能力に応じた額 100分の25以内

3 前項に加え、基幹運用専門員、上席運用専門員については、基準年俸額を基礎とし、その役割に応じた100分の20以内の率を乗じて得た額を、別に定めるところにより年俸に加えることができる。

4 運用専門員及びシニアアソシエイトについては、みなし残業手当に相当する額を基準年俸額に加える。

5 前項のみなし残業手当に相当する額とは、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額(以下「時間単価」という。)に100分の125を乗じて得た額に、30(シニアアソシエイトにおいては20。ただし、育児又は介護を事由として勤務時間を短縮する者については、その短縮した勤務時間に応じた数とする。)を乗じた額に、12を乗じて得た額とする。

- 6 運用専門員等が年度の中途において採用され、又は年度の中途において退職した場合は、勤務しなかった月の年俸月額に相当する額は支給しない。
- 7 機構は、人事評価に基づく勤務成績に応じて、運用専門員等に対し、基準年俸額の100分の5の範囲内で、基準年俸額に加算又は基準年俸額から減額を行うことができる。
(超過勤務手当)

第12条 超過勤務手当は、就業規則第8条の所定勤務時間外及び同規則第10条の休日における勤務(以下「時間外・休日勤務」という。)を命じられた運用専門員及びシニアアソシエイトに対し、その勤務時間1時間につき、時間単価に100分の125を乗じて得た額から、みなし残業手当相当額月額を減じた額を支給する。この場合において、運用専門員においては、その時間外・休日勤務が30時間以下の場合、シニアアソシエイトにおいては、その時間外・休日勤務が20時間以下の場合、この項による超過勤務手当は、支給しない。

- 2 超過勤務手当は、時間外・休日勤務を命じられたアソシエイトに対し、その勤務時間1時間につき、時間単価に100分の125を乗じて得た額を支給する。ただし、就業規則第8条第2項に該当する者において、所定勤務時間を超える勤務時間が1日につき1時間までは、100分の100を乗じて得た額とする。
- 3 基幹運用専門員及び上席運用専門員が、午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜時間帯」という。)に勤務した場合は、その勤務時間1時間につき、時間単価に100分の25を乗じて得た額を支給する。
- 4 運用専門員、シニアアソシエイト及びアソシエイトが深夜時間帯に勤務した場合は、その勤務時間1時間につき、時間単価に100分の25を乗じて得た額を第1項及び第2項の額に加えて支給する。
- 5 運用専門員、シニアアソシエイト及びアソシエイトが就業規則第10条の休日に勤務した場合は、その勤務時間1時間につき、時間単価に100分の10を乗じて得た額を第1項及び第2項の額に加えて支給する。
- 6 運用専門員、シニアアソシエイト及びアソシエイトの時間外・休日勤務(就業規則第10条第3項の法定休日における勤務を除く。)の時間が1か月について60時間を超えた場合、その60時間を超えて勤務した全時間について、第1項、第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間単価に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175)を乗じて得た額を支給する。
- 7 所定勤務時間外の勤務について、1時間に満たない端数時分があるときは、その端数時分の月の1日から末日までの和を求め、さらにその和に1時間に満たない端数時分のあるときは、その端数時分は次により計算するものとする。

1分以上30分未満は0時間

30分以上60分未満は1時間

- 8 前各項の定めにかかわらず、フレックスタイム制実施細則(令和2年細則第21号)の定めによりフレックスタイム制の適用を受ける運用専門員等の超過勤務手当については、同細則の定めを適用する。ただし、運用専門員及びシニアアソシエイトの超過勤務手当においては、同細則第10条の清算期間における総労働時間を超過した労働時間から、運用専門員においては30時間、シニアアソシエイトにおいては20時間(育児又は介護を事由として勤務

時間を短縮する者については、その短縮した勤務時間に応じた時間)を減じた時間について、時間単価に100分の125を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用し、かつその運賃等を負担することを常例としている運用専門員等に対し、支給する。

2 前項に掲げる通勤手当の額は、職員給与規程第27条の規定に準じて支給する。

(奨励金)

第14条 奨励金は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在籍する基幹運用専門員、上席運用専門員及び運用専門員に対し、理事長が定める日に支給する。

2 奨励金は、基準日に当該者が受けるべき年俸月額を基礎として、その者の資金運用業務に対する実績、貢献等を勘案して理事長が定める基準により算出した額を支給する。

(欠勤者の給与)

第15条 運用専門員等が勤務しない日及び時間については、第8条第1項及び第9条の規定により計算した給与の日額及び勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。ただし、就業規則第19条及び特別休暇の運用に関する細則(平成15年達第22号)第2条第5項に定める場合を除く。

2 前項にかかわらず、運用専門員等が月の全日を勤務しない場合においては、年俸月額全額を支給しない。

3 前2項にかかわらず、その勤務しないことにつき特に承認があった場合には、給与を減額しないことができる。

(介護休業等期間中の給与等)

第16条 就業規則第36条の規定による介護休業又は介護のための勤務時間短縮(以下「介護休業等」という。)の期間中の運用専門員等の給与については、その期間の勤務しない時間について第9条の規定により計算した額を減額して給与を支給する。

2 前項に定めるもののほか、介護休業等期間中の運用専門員等の給与等の取扱いについては介護休業等に関する細則(平成15年細則第6号)に定めるところによる。

(育児休業等をする運用専門員等の給与等)

第17条 育児休業又は出生時育児休業をしている運用専門員等(以下この条において「育児休業者等」という。)に対する給与は、当該休業の期間中支給しない。

2 第14条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業者等である基幹運用専門員、上席運用専門員及び運用専門員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある者には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る奨励金を支給することができる。

3 運用専門員等が勤務時間の短縮により勤務をしないときは、その勤務しない時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

4 前3項に定めるもののほか、育児休業、出生時育児休業、育児のための勤務時間短縮及び育児時間を取得する運用専門員等の給与等の取扱いについては育児休業等に関する細則(平成15年細則第5号)に定めるところによる。

(配偶者同行休業をする運用専門員等の給与等)

第18条 配偶者同行休業者に対する給与は、当該配偶者同行休業の期間中支給しない。

2 前項に定めるもののほか、配偶者同行休業者の給与の取扱いについては、配偶者同行休業に関する細則(平成 26 年細則第 31 号)に定めるところによる。

(非常勤の取扱い)

第 19 条 運用専門員等のうち、常勤を要しない職員については、常勤の運用専門員等との均衡を考慮して、個別に給与を定めることができる。

(旅費の支給)

第 20 条 出張又は外勤を命ぜられた者には、勤務の態様等による区分に応じ、別表第 2 に定めるところにより、旅費規程(平成 15 年規程第 12 号)に準じて旅費を支給する。

(この規則により難しい場合の措置)

第 21 条 特別の事情により、この規則の規定によることが適当でないと認められる場合には、雇用契約書において別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 9 月 1 日令和 4 年規則第 168 号)

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 1 日令和 4 年規則第 187 号)

この規則は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 28 日令和 5 年規則第 74 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 25 日令和 6 年規則第 63 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 11 条関係)

基準年俸額表

令和 6 年 4 月 1 日適用

級	基準年俸額
特 I	19,785,000
特 II	18,645,000
特 III	17,505,000
特 IV	16,365,000
特 V	15,225,000
特 VI	14,085,000
特 VII	12,945,000
特 VIII	11,805,000
I S	10,062,000

I	8,780,400
II	7,639,200
III	6,823,200
IV	6,259,200
V	5,824,800
VI	5,433,600
VII	5,042,400
VIII	4,981,200
IX	4,712,400
X	4,440,000
X I	4,003,200
X II	3,568,800
X III	3,152,400
X IV	2,686,800
X V	2,378,400

備考1 能力又は実績に基づき機構が必要と判断した場合は、この表の年俸額に100分の5の範囲内の額を加算又は減算した額を年俸として設定することができる。

備考2 XIV級及びXV級の年俸額は、1日について6時間30分、1週間について32時間30分での勤務を基準とする。

別表第2(第20条関係)

旅費等級区分表

令和4年2月1日適用

区分	旅費相当級
基幹運用専門員	管理職(1級)
上席運用専門員	管理職(1級)
別表第1の等級がVII等級以上の運用専門員及びシニアアソシエイト	管理職(2級)
別表第1の等級がVIII等級以下の運用専門員及びアソシエイト	その他の職員